

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 大会議室

○議事日程

平成24年7月6日（金曜日）午前10時 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について

○出席委員（36名）

1番 内藤 雅夫 君	2番 大竹 誠 君	3番 東山 武司 君
4番 栗倉 秀夫 君	5番 小川 亮二 君	6番 深川 俊朗 君
7番 加藤 徹 君	8番 大澤 慶一 君	9番 沼田 久男 君
10番 天野 邦男 君	11番 兼村 正美 君	12番 石木 治男 君
13番 篠田 権三 君	14番 村井 雅之 君	15番 山田 公平 君
16番 山本 武 君	17番 足立 孝弘 君	18番 中村 睦明 君
19番 美濃羽 久 君	20番 鈴木 和道 君	21番 土屋 尊史 君
22番 土屋 顯弘 君	23番 丹羽 喜和 君	24番 相宮 千秋 君
25番 永井 博光 君	26番 野村 茂 君	27番 林 修美 君
28番 長屋 芳成 君	29番 日置 香 君	30番 藤川 勝 君
31番 村上 忠一 君	32番 伊佐地鐵夫 君	33番 川村 信子 君
34番 長尾 初恵 君	35番 岩田 幸子 君	36番 三輪 正善 君

○委員以外の出席者

農業委員会事務局長	玉田 和久 君	農業委員会事務局課長補佐	渡辺 悟 君
農業委員会事務局主査	古田 考幸 君	板取事務所 主任主査	長屋 一也 君
武芸川事務所 主任主査	永井 治美 君	武儀事務所 課長補佐	川島 友教 君
上之保事務所 課長補佐	土屋 一夫 君	洞戸事務所 主任主査	河村 茂 君

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） それでは、これから農業委員会総会を始めさせていただきます。まず、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章を唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。それでは、はじめに深川俊朗会長からご挨拶をお願いします。

○議長（深川俊朗君） 異常気象により各地で豪雨被害が起きておるのを、テレビで見えておりますと、関市においては大きな被害もなく平穏に過ごせていることに感謝しております。田植えの時期も終わりましたが、今後のこうした農業経営を脅かす被害等には、地域農業の支えとなるべく農業委員、農政推進委員が相談役となって活動することが重要になってくると思います。

それでは、本日は経済部長が公務により欠席のため、事務局長にあいさつをお願いします。

○農業委員会事務局長（玉田和久君） いつも関市の農政にご支援、ご協力、ありがとうございます。まず始めに、土地改良協会からの推薦委員の道家 守さんですが、このたび協会役員を失職されたため、今回からは同じく土地改良協会の推薦により伊佐地鐵夫さんをお願いすることになりました。市長に代わりまして私の方から辞令を渡したいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

（伊佐地鐵夫委員へ辞令交付）

会長が言われましたように異常気象について毎年話が出ますが、今年は、5月・6月と大変、雨が少なく例年の40パーセントの降水量となりました。その影響により田には雑草が目立ち、夏野菜の生育不良も心配されます。今後も、突然の集中豪雨や台風での被害が起こりえないかと心配されます。農業経営以外にも今年は、岐阜清流国体もありますので天候による影響がないことを願います。本日はどうかよろしくをお願いします。

○議長（深川俊朗君） ただ今から、関市農業委員会総会を開きます。会議規則第8条により委員全員の出席により総会が成立しました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

27番 林 修美委員、28番 長屋 芳成委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、説明させていただきます。

1番の案件は、位置図は1ページになります。

使用貸借権の設定で、申請地は東田原地内、榎日立武蔵の北200mほどに位置する農振農用地の田、3、225㎡です。

使用借人は、農業経営を行いたいと考えていたもの。貸人は多くの農地耕作に苦慮しており申出に応じたものです。使用貸借の期間は5年間としています。

6月19日に現地確認をし、田で農地性有りと確認しました。

2番、3番の案件と同時許可案件です。

続いて、2番の案件は、位置図は2ページになります。

所有権移転で、申請地は、大杉地内、平井集会所の南東400mほどに位置する農振農用地の田、

計2筆 1, 981㎡です。

譲受人は、農業経営を行いたいというもの。譲渡人は高齢で、申請地が遠方であることから、管理が困難であったため申し出に応じたものです。

6月19日に現地確認をし、田で農地性有りと確認しました。

1番、3番の案件と同時許可案件です。

続いて、3番の案件は、位置図は3ページになります。

所有権移転で、申請地は、東田原地内、関市食肉センターの東500mほどに位置する農振農用地の畑、348㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営を行いたいというもの。譲渡人は、ほかにも多くの農地を所有し、耕作に苦慮しており申し出に応じたものです。

6月19日に現地確認をし、畑で農地性有りと確認しました。

1番、2番の案件と同時許可案件です。

続いて、4番の案件は、位置図は4ページになります。

所有権移転で、申請地は、稲河町地内、桜ヶ丘小学校の北東100mほどに位置する畑、計2筆822㎡です。

譲受人は、農業経営拡張のため申請地を譲り受けたいというもの。譲渡人は、農業労働力の不足により申し出に応じたものです。

6月19日に現地確認をし、畑で農地性有りと確認しました。

続いて、5番の案件は、位置図は5ページになります。

所有権移転で、申請地は、広見地内、(株)グリーンベル関工場の北40mほどに位置する畑、119㎡です。

申請人は親子で、譲受人は、同一生計の父親から申請地の生前贈与を受けたいというもの。譲渡人は、家族間の安定を図るため申し出に応じたものです。

6月18日に現地確認をし、畑で農地性有りと確認しました。

続いて、6番の案件は、位置図は6ページになります。

所有権移転で、申請地は、中之保地内、武儀事務所の北東500mほどに位置する県道沿いの農振農用地の田、計2筆753㎡です。

譲受人は、農業経営の拡充を図りたいというもの。譲渡人は、生計の資本に充当するため申し出に応じたものです。

6月18日に現地確認をし、畑で農地性有りと確認しました。

続いて、7番の案件は、位置図は7ページになります。

所有権移転で、申請地は、上之保地内、行合区公民館の西150mほどに位置する県道沿いの農振農用地の田、445㎡です。

譲受人は、中山間地域等直接支払事業に属する申請地を、自己所有の農地と交換により取得し、農業に貢献したいというもの。譲渡人は、自動車部品の会社を経営しているが、従業員の駐車場が不足しているため、交換により取得した農地を利用するため申し出に応じたものです。

交換となる土地は、5条申請14番の案件です。

6月18日に現地確認をし、田で農地性有りと確認しました。

続いて、8番の案件は、位置図は8ページになります。

所有権移転で、申請地は、洞戸片地内、片集会所の南200mほどに位置する市道沿いの農振農

用地の田1筆、片集会所の東100㎡ほどにある自宅周辺に位置する農振農用地の畑4筆、計5筆3,300㎡です。

申請人は親子で、譲受人は、父より農地を譲り受け、農業に従事したい。譲渡人は老齢となり、後継者である子に贈与したいというものです。

6月18日に現地確認をし、畑で農地性有りを確認しました。

続いて、9番の案件は、位置図は9ページになります。

所有権移転で、申請地は、上之保地内、舟山森林生産加工販売協同組合の東400mほどに位置する登記簿地目が宅地で、現況地目が畑、195.86㎡です。

申請人は遠縁にあたり、譲受人は、譲渡人が遠方に居住し、高齢であり耕作ができないため、隣接の譲受人に譲り渡したいとの申出に応じたものです。

6月18日に現地確認をし、畑で農地性有りを確認しました。

以上、所有権移転に関するもの8件、使用貸借権の設定に関するもの1件の、計9件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○4番（栗倉秀夫君） 1番、2番、3番について異議ありません。

○7番（加藤 徹君） 同じく1番、2番、3番について異議ありません。4番についても異議ありません。

○14番（村井雅之君） 5番について異議ありません。

○19番（美濃羽 久君） 6番について異議ありません。

○23番（丹羽喜和君） 7番について異議ありません。

○27番（林 修美君） 8番について異議ありません。

○34番（長尾初恵君） 9番について異議ありません。

○議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第1号について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第1号の9件を原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、説明させていただきます。

1番の案件は、位置図は10ページになります。

申請地は、関口町2丁目地内、長良川鉄道関口駅の北東200mほどに位置する、国道沿いの畑、231㎡です。

申請人は、周辺住民の申出を受け、申請地を貸駐車場とするというものです。

6月19日に現地確認をし、雑種地の状況であったため、始末書の添付があります。

なお、用途地域内のため、農地の区分は第3種農地と判断されます。

続いて、2番の案件は、位置図は11ページになります。

申請地は、東新町7丁目地内、東新東公園の北西30mほどに位置する田、計2筆、925㎡です。

申請人は、本業が忙しく遠方にいることから、田として耕作することが困難であるため、賃貸住宅の建築を行い、不動産賃貸業を営みたいというものです。

6月19日に現地確認をし、畑で農地性有りを確認しました。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、用途地域内のため、農地の区分は第3種農地と判断されます。

続いて、3番の案件は、位置図は12ページになります。

申請地は、倉知地内、倉知保育園の西250mほどに位置する、市道沿いの田、361㎡です。

申請人は、セメント瓦及びブロック製造業を営んでいるが、工場敷地内に従業員の駐車場がないため、申請地を駐車場として自身の会社へ貸し付けるものです。

6月19日に現地確認をし、雑種地の状況であったため、始末書の添付があります。また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は、周辺に代替地がなく第2種農地以外のいずれにも該当しないため第2種農地と判断されます。

続いて、4番の案件は、位置図は13ページになります。

申請地は、倉知地内、下倉知公民館の西400mほどに位置する、市道沿いの田、119㎡です。

申請人は、遠方に居住しているが、退職することになったため、関市で母親とともに暮らすための住宅を建設するというものです。

6月19日に現地確認をし、田で農地性有りを確認しました。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、用途地域内のため、農地の区分は第3種農地と判断されます。

5条許可申請の5番案件と同時許可案件です。

続いて、5番の案件は、位置図は14ページになります。

申請地は、東志摩地内、東志摩公民センターの南東70mほどに位置する、市道沿いの畑、352㎡のうち65.02㎡です。

地積測量図の添付があります。

申請人は、自宅敷地の南に隣接する申請地の北西の一角に車庫を、また、東側を自宅への進入通路として利用したいというものです。

6月19日に現地確認をし、宅地の状況であったため、始末書の添付があります。なお、農地の区分は、宅地化の状況から、街区に占める宅地割合が40%を超えるため、第3種農地と判断されます。

続いて、6番の案件は、位置図は15ページになります。

申請地は、戸田地内、戸田転作技術研修センターの北西200mほどに位置する、市道沿いの畑、112㎡です。

申請者は、隣接地の自宅に住んでいるが、手狭になったため、申請地に離れを建築したいというものです。

6月19日に現地確認をし、宅地の状況であったため、始末書の添付があります。

なお、農地の区分は、宅地化の状況から、街区に占める宅地割合が40%を超えるため、第3種農地と判断されます。

続いて、7番の案件は、位置図は16ページになります。

申請地は、上之保地内、行合区公民館の西150mほどに位置する、県道沿いの田、237㎡です。

申請人は、自家用駐車場が不足しているため、自宅の近隣の申請地を駐車場として利用したいというものです。

6月18日に現地確認をし、田で農地性有り確認しました。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は、周辺に代替地がなく第2種農地以外のいずれにも該当しないため第2種農地と判断されます。

続いて、8番の案件は、位置図は17ページになります。

申請地は、武芸川町八幡地内、八幡公民館の南西250mほどに位置する、市道沿いの田、67㎡です。

申請人は、市所有の用悪水路の払下げを受け、隣接の農地法5条同時申請地と一体利用するため、その付替交換地として、申請地を用悪水路として、近隣農地に便宜を図るものです。

6月18日に現地確認をし、田で農地性有り確認しました。

なお、農地の区分は、周辺に代替地がなく第2種農地以外のいずれにも該当しないため第2種農地と判断されます。

5条許可申請の15番案件と同時許可案件です。

続いて、9番の案件は、位置図は18ページになります。

申請地は、洞戸飛瀬地内、飛瀬集会所の東100mほどに位置する畑、356㎡。申請人は、申請地の隣地に喫茶店を建築し、その駐車場敷地として利用したいというものです。

6月18日に現地確認をし、畑で農地性有り確認しました。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は、宅地化の状況から、街区に占める宅地割合が40%を超えるため、第3種農地と判断しています。

続いて、10番の案件は、位置図は19ページになります。

申請地は、洞戸市場地内、道の駅ラステン洞戸の西600mほどに位置する田6筆、畑1筆、計7筆1,454.88㎡です。

申請人は、申請地が山際で、道路、水路、山林に囲まれており、農耕に適さないため、植林し山林の管理を5条申請の20番案件の譲受人に委託する計画である。

6月18日に現地確認をし、山林の状況であったため、始末書の添付があります。

なお、農地の区分は、周辺に代替地がなく第2種農地以外のいずれにも該当しないため第2種農地と判断されます。

以上10件について、ご審議をお願いします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○1番（内藤雅夫君） 1番、2番について異議ありません。

○9番（沼田久男君） 3番、4番について異議ありません。

○10番（天野邦男君） 5番について異議ありません。

○13番（篠田権三君） 6番について異議ありません。

○23番（丹羽喜和君） 7番について異議ありません。

- 24番（相宮千秋君） 8番について異議ありません。
- 26番（野村 茂君） 9番について異議ありません。
- 27番（林 修美君） 10番について異議ありません。
- 議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第2号の10件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

1番の案件は、位置図は20ページになります。

所有権移転で、申請地は、神野地内、神野橋の北東300mほどに位置する田、計4筆、1,039.53㎡です。

譲受人はゴルフ場を経営しており、ゴルフ場の北西に隣接している申請地をゴルフ場として管理するため植林し、下流域の農地の利水のため貯水槽を設置したいというもの。譲渡人は、申し出に応じるものです。

6月18日に現地確認をし、山林の状況であったため、始末書の添付があります。

なお、農地の区分は、周辺に代替地がなく第2種農地以外のいずれにも該当しないため第2種農地と判断されます。

続いて、2番の案件は、位置図は21ページになります。

使用貸借権の設定で、申請地は、巾3丁目地内、安藤内科医院の南250mほどに位置する畑2筆、計739㎡です。

借受人は、建設業を営んでおり、資材置場として利用したいというもの。貸付人は、申し出に応じ貸し付けるもの。賃貸借の期間は、20年間としています。

6月19日に現地確認をし、畑で農地性有りと確認しました。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、用途地域内のため、農地の区分は第3種農地と判断されます。

続いて、3番の案件は、位置図は22ページになります。

所有権移転で、申請地は、下有知地内、長良川鉄道関市役所前駅の南西50mほどに位置する、市道沿いの田、700㎡です。

譲受人は、不動産業を営んでおり、建売住宅の適地として申請地を確保したいというもの。譲渡人は仕事が忙しく農作業ができないことや生活資金が必要なため、申し出に応じるものです。

6月19日に現地確認をし、田で農地性有りと確認しました。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は、申請地から、300m以内に、関市役所前駅があるため、第3種農地と判断されます。

続いて、4番の案件は、位置図は23ページになります。

所有権移転で、申請地は、下有知地内、JAめぐみの本店の西200mほどに位置する市道敷地沿いの田、520㎡です。

申請者は、会社事務用地の目的で5月7日の農業委員会総会において農地法第5条第1項目的の買受適格証明願いの承認を受け、岐阜地方裁判所の競売に参加し、本申請地を落札したものです。

なお、農地の区分は、申請地から500m以内に2か所の公共・公益的施設があることから、第3種農地と判断されます。

続いて、5番の案件は、位置図は24ページになります。

所有権移転で、申請地は、倉知地内、下倉知公民館の西300mほどに位置する、市道沿いの田、398㎡です。

申請人は、遠方に居住しているが、退職することになったため、関市で母親とともに暮らすための住宅を建設するというものです。

6月19日に現地確認をし、田で農地性有り確認しました。

なお、用途地域内のため、農地の区分は第3種農地と判断されます。

4条許可申請の4番案件と同時許可案件です。

続いて、6番の案件は、位置図は25ページになります。

所有権移転で、申請地は、西本郷通3丁目地内、関市役所の南200mほどに位置する、市道沿いの田。計444㎡です。

譲受人は、自身の住まいが手狭になっているため、申請地を譲り受け、住宅を建築したいというもの。譲渡人は耕作機械の不足で、農地として維持が困難であり、申し出に応じるものです。

6月19日に現地確認をし、田で農地性有り確認しました。

なお、用途地域内のため、農地の区分は第3種農地と判断されます。

原野の状況であったため、始末書の添付があります。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、用途地域内のため、農地の区分は第3種農地と判断されます。

続いて、7番の案件は、位置図は26ページになります。

賃貸借権の設定で、申請地は、側島地内、保戸島公民センターの北150mほどに位置する、市道沿いの田、計2筆。2,772㎡です。

賃借人は、申請地の地下に埋蔵する砂利の採取を行いたいもの。賃貸人は土壌改良及び賃貸しによる収入のため申し出に応じるものです。

6月19日に現地確認をし、田で農地性有り確認しました。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

一時転用の期間は1年としています。

続いて、8番の案件は、位置図は27ページになります。

所有権移転で、申請地は、広見地内、広見唐橋バス亭の北東120mほどに位置する田、55㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、隣接の工場に駐車場として整備し貸し付けるもの。譲渡人は、譲受人の所有する農地を交換により取得するものです。

6月18日に現地確認をし、雑種地の状況であったため、始末書の添付があります。

なお、農地の区分は、周辺に代替地がなく第2種農地以外のいずれにも該当しないため第2種農地と判断されます。

続いて、9番の案件は、位置図は28ページになります。

所有権移転で、申請地は、広見地内、広見唐橋バス亭の北東120mほどに位置する畑、168㎡です。

譲受人は、自己の居住地に隣接する申請地を譲り受け、通路・庭敷地として使用するもの。譲渡人は、譲受人の所有する農地を交換により取得するものです。

6月18日に現地確認をし、宅地の状況であったため、始末書の添付があります。

なお、農地の区分は、周辺に代替地がなく第2種農地以外のいずれにも該当しないため第2種農地と判断されます。

続いて、10番の案件は、位置図は29ページになります。

所有権移転で、申請地は、小屋名地内、小屋名羽根公民館の北東50mほどに位置する田、7.07㎡です。

譲受人は、申請地を自宅の自家用車通路として譲り受けたいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ、申請地を譲り渡すものです。

6月19日に現地確認をし、宅地の状況であったため、始末書の添付があります。

なお、農地の区分は、宅地化の状況から、街区に占める宅地割合が40%を超えるため、第3種農地と判断されます。

続いて、11番の案件は、位置図は30ページになります。

所有権移転で、申請地は、富之保地内、祖父川公民館の南東100mほどに位置する畑、計3筆、1,952㎡です。

譲受人は、申請地北側に居住し、山仕事に従事するため、申請地を買い受けて、杉を植林したいというもの。譲渡人は、申請地からはなれており、管理ができないため売却するものです。

6月18日に現地確認をし、一部山林の状況であったため、始末書の添付があります。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

農地の区分は、周辺に代替地がなく第2種農地以外のいずれにも該当しないため第2種農地と判断されます。

5条許可申請の12番、13番案件と同時許可案件です。

続いて、12番の案件は、位置図は31ページになります。

所有権移転で、申請地は、富之保地内、祖父川公民館の南東100mほどに位置する畑、522㎡です。

譲受人は、申請地北側に居住して、山仕事に従事するため、申請地を買い受けて倉庫を建築し、杉を植林したいというもの。譲渡人は、申請地からはなれており、管理ができないため売却するものです。

6月18日に現地確認をし、宅地及び山林の状況であったため、始末書の添付があります。農地の区分は、周辺に代替地がなく第2種農地以外のいずれにも該当しないため第2種農地と判断されます。

5条許可申請の11番、13番案件と同時許可案件です。

続いて、13番の案件は、位置図は32ページになります。

所有権移転で、富之保地内、祖父川公民館の南東100mほどに位置する畑、599㎡です。

譲受人は、申請地を購入し、自宅の駐車場及び通路として利用したいというもの。譲渡人は、申請地からはなれており、管理ができないため売却するものです。

6月18日に現地確認をし、雑種地の状況であったため、始末書の添付があります。また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

農地の区分は、周辺に代替地がなく第2種農地以外のいずれにも該当しないため第2種農地と判断されます。

5条許可申請の11番、12番案件と同時許可案件です。

続いて、14番の案件は、位置図は33ページになります。

所有権移転で、申請地は上之保地内、行合区公民館の西150mほどに位置する県道沿いの田、344㎡です。

譲受人は、自動車部品の会社を営んでいるが、従業員の駐車場が不足しており、会社の近隣で利便のある譲渡人の農地と、自己所有農地を、交換により取得し駐車場として利用したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ、申請地の交換をするものです。

交換となる土地は3条申請7番の案件です。6月18日に現地確認をし、田で農地性ありと確認しました。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。なお、農地の区分は、周辺に代替地がなく第2種農地以外のいずれにも該当しないため第2種農地と判断されます。

続いて、15番の案件は、位置図は34ページになります。

使用貸借権の設定で、申請地は武芸川町八幡地内、八幡公民館の南西250mほどに位置する市道沿いの田、278㎡です。

使用借人は、現在岐阜市に居住しているが、祖父より申請地を無償で借り受け、一般個人住宅を建設し、生活基盤を移して、農業を手伝いたいというものです。

使用貸人は、申し出に応じ貸し付けるもの。使用貸借の期間は、20年間としています。

6月18日に現地確認をし、田で農地性有りと確認しました。

なお、農地の区分は、周辺に代替地がなく第2種農地以外のいずれにも該当しないため第2種農地と判断されます。

4条許可申請の8番案件と同時許可案件です。

続いて、16番の案件は、位置図は35ページになります。

使用貸借権の設定で、申請地は武芸川町高野地内、西田自研工業㈱の北西150mほどに位置する田、204㎡です。

申請人は親子で、使用借人は、両親と同居しているが、独立するため隣接の申請地に住宅を建設したい。使用貸人は申し出に応じ貸し付けるものです。

使用貸借の期間は、30年間としています。

6月18日に現地確認をし、畑で農地性有りと確認しました。また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は、宅地化の状況から、街区に占める宅地割合が40%を超えるため、第3種農地と判断しています。

続いて、17番の案件は、位置図は36ページになります。

所有権移転で、申請地は武芸川町跡部地内、跡部2号組集会場の北200mほどに位置する畑、113㎡です。

譲受人は、自己のアパートが手狭となっているため、申請地を譲り受け住宅を建築したい。譲渡人は申し出に応じるものです。

6月18日に現地確認をし、畑で農地性有りと確認しました。

なお、農地の区分は、宅地化の状況から、街区に占める宅地割合が40%を超えるため、第3種農地と判断しています。

5条許可申請の18番案件と同時許可案件です。

続いて、18番の案件は、位置図は37ページになります。

使用貸借権の設定で、申請地は武芸川町跡部地内、跡部2号組集会場の北200mほどに位置する畑、231㎡です。

申請人は親子で、使用借人は、自己のアパートが手狭となっているため、申請地を借り受け住宅を建築したい。使用貸人は申し出に応じるものです。

使用貸借の期間は、20年間としています。

6月18日に現地確認をし、畑で農地性有りと確認しました。

なお、農地の区分は、宅地化の状況から、街区に占める宅地割合が40%を超えるため、第3種農地と判断しています。

5条許可申請の17番案件と同時許可案件です。

続いて、19番の案件は、位置図は38ページになります。

所有権移転で、申請地は武芸川町跡部地内、(株)武藤鉄工所の西側、市道沿いに位置する畑、86㎡です。

譲受人は機械部品加工業を営んでおり、駐車場が手狭となったため、申請地を譲り受け駐車場として利用したい。譲渡人は高齢で耕作が困難なためこれに応じるものです。

6月18日に現地確認をし、畑で農地性有りと確認しました。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は、宅地化の状況から、街区に占める宅地割合が40%を超えるため、第3種農地と判断しています。

続いて、20番の案件は、位置図は39ページになります。

所有権移転で、申請地は、洞戸市場地内、道の駅ラステン洞戸の西600mほどに位置する田、計5筆、253.31㎡です。

譲受人は、木材の伐採・販売業を営んでおり、申請地を譲り受けて植林したい。譲渡人は高齢で耕作が困難なためこれに応じるものです。

6月18日に現地確認をし、原野の状況であったため、始末書の添付があります。なお、農地の区分は、周辺に代替地がなく第2種農地以外のいずれにも該当しないため第2種農地と判断されます。

以上、所有権移転に関するもの15件、賃貸借権の設定に関するもの2件、使用貸借権の設定に関するもの3件の、計20件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○3番（東山武司君） 1番について異議ありません。

○7番（加藤 徹君） 2番について異議ありません。

○8番（大澤慶一君） 3番、4番について異議ありません。

○9番（沼田久男君） 5番について異議ありません。

○11番（兼村正美君） 6番について異議ありません。

○13番（篠田権三君） 7番について異議ありません。

- 14番（村井雅之君） 8番、9番について異議ありません。
- 17番（足立孝弘君） 10番について異議ありません。
- 22番（土屋顯弘君） 11番、12番、13番について異議ありません。
- 23番（丹羽喜和君） 14番について異議ありません。
- 24番（相宮千秋君） 15番について異議ありません。
- 25番（永井博光君） 16番、17番、18番、19番について異議ありません。
- 27番（林 修美君） 20番について異議ありません。
- 議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第3号の20件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第3号の所有権移転に関するもの15件、賃貸借権の設定に関するもの2件、使用貸借権の設定に関するもの3件の、計20件を岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第4号 事業計画変更申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について、説明させていただきます。

1番の案件は、位置図は40ページになります。

申請地は、倉知地内、赤尾公民館の北西50mほどに位置する田、477㎡です。

当初事業計画者は、平成20年4月に転用許可により、バルブ製造工場を建設する計画で土地を購入しました。しかし、整地した後景気が落ち込み、計画が滞っていたところ、一般個人住宅を建設する計画で土地を探していた継承者に譲り渡すこととしたものです。

6月19日に現地確認をし、事業の途中であり雑種地の状況でありました。

2番の案件は、位置図は41ページになります。

申請地は、板取地内、湯元すぎ嶋の南西500mほどに位置する田、計4筆 2,983㎡です。

当初事業計画者は、平成23年5月に転用許可により、公共工事の残土による田の嵩上げにより、畑地転換する計画でしたが、計画の高さまで残土がなく、許可期間内での計画遂行が困難な状況となったため、工期を平成25年2月まで延長することとしたものです。

6月18日に現地確認をし、事業の途中であり雑種地の状況でありました。また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

以上、2件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○9番（沼田久男君） 1番について異議ありません。

○29番（日置 香君） 2番について異議ありません。

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第4号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第4号の2件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第5号 農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について、説明させていただきます。

関市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

賃貸借権の設定に関するもの49筆、使用貸借権の設定に関するもの5筆、計54筆の、計18件について、承認を求められています。更新が44筆で、新規が10筆で、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

地目は、田が51筆、畑が3筆で、計67,091.55㎡。地区は、下有知、稲河、武芸川町平の3地区です。

設定を受ける者は、(有)むげがわ農産ほか、計3者です。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第5号について、原案のとおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第5号を原案のとおり承認することといたします。

以上をもちまして、議案の審議はすべて終了いたしました。

その他について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 次回の総会は8月7日午前10時からの予定です。また、7月の主な行事予定は、7月17日が転用申請等受付締切日で、7月18日、19日が転用申請等現地確認日で7月27日が農業会議答申日です。

○議長（深川俊朗君） これをもちまして閉会といたします。ご苦労様でございました。

午前11時35分 閉会